

令和6年7月5日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 墳 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総務課長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税務課長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建設課長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産業課長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一郎 君
会計管理者兼会計課長	多 賀 靖 君	消防主任	三 輪 学 君
教育長	和 田 満 君	教育次長兼学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 木 智 司	書記	石 川 敦 詞
書記	説 田 藍 海		

4 議事日程

- 日程第1 議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第2 議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結について
- 日程第3 議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和6年第3回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 富田栄次君、1番 江上裕子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時01分 休憩

午前 9 時55分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第1 議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第1、議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日事後審査型条件付き一般競争入札に付しましたところ、大橋・藤井特定建設工事共同企業体、代表者、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組代表取締役 大橋信之が落札をいたしましたので、この者と4億1,206万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに教育次長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願ひいたします。

本工事は、特定建設工事共同企業体での共同施工とし、入札につきましては、事後審査型条件付きの一般競争入札の方法で執行をいたしました。

令和6年5月28日に入札公告をいたしましたところ、期日である6月10日までに、県内に本店がある株式会社大橋組と町内の藤井建設株式会社により結成をされました大橋・藤井特定建設工事共同企業体から入札参加申請書などの提出があり、去る6月20日に入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内の3億7,460万円で申込みがあり、その後の審査を経て落札いたしたところでございます。これらの過程に基づき、議案書にございますとおり、消費税を含めまして4億1,206万円で、大橋・藤井特定建設工事共同企業体代表者、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組代表取締役 大橋信之と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限は、令和8年3月23日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、長寿命化改修工事を行います垂井町立東小学校は、昭和58年に建設、同年4月児童数476人、教職員数17人で開校いたしました。平成2年には、児童数の増加等に伴い、校舎西側部分を増築しております。

当初の建築から41年が経過しておりますが、この間大きな改修は行っていないことから、既存建物を将来にわたり長く使い続けるため、防水工事、外壁改修、外構工事等に加え、水道、電気、ガス管などのライフラインの更新等を今年度と来年度の2か年にわたって建築、電気設備、機械設備の工種ごとに長寿命化改修工事を施工するものでございます。

なお、東小学校は昭和56年度以降に建てられた建築物であるため、新耐震の基準を満たしており、またトイレの改修、洋式化につきましても、令和2年度に工事が完了しております。

それでは、建築工事の概要について説明をさせていただきます。

あらかじめお配りをしております東小校舎長寿命化改修工事についてを御覧ください。

まず、外部工事ですが、外構工事として校舎南側中央に設置した国旗掲揚塔に傾きが見られるため、撤去工事を行い、新たに設置いたします。

また、校舎南側、北側において、アスファルト舗装部分及び側溝に傾きや陥没が見られるため、改修工事を行ってまいります。

防水工事につきましては、屋上全面に高耐久塩ビシートにより、また外部階段及び2階、3

階部分のバルコニー、ベランダ部分についてはウレタン塗膜により防水改修を行ってまいります。外壁改修につきましては、クラックや欠損部を補修しますとともに、全面についてシリコン系の複層塗材で吹きつけを行ってまいります。その他、全ての雨水堅どいの取替えを実施いたします。

内部工事では、給食運搬用エレベーターの既設部分の一部を残しながら更新を行ってまいります。防火設備では、各フロア2か所ずつ設置しています防火シャッターについて、安全対策のため、火災発生時において自動で降下する際に、シャッターと人との挟まりを防止するため、危害防止装置を取付けいたします。

校舎1階のコンピューター教室につきましては、より活用の幅を広げるため、多目的教室として可動式の間仕切りを2か所設置し、これにより1つの部屋を3つの部屋に区分することが可能となり、少人数による学習指導や個別指導を行うための教室など多用途に活用してまいりたいと考えております。間仕切りを使用しない場合は、これまでどおり部屋全体を一体的に利用することを可能とし、学年集会やICT教育でのプログラミング学習などの利用も引き続きできるようにしてまいります。

各教室においては、普通教室、特別教室、全教室の出入口扉を交換しますとともに、全ての教室の窓ガラスを省エネ効果の高い複層ガラスへの交換、また飛散防止フィルムの貼付けにより安全対策も図ってまいります。

その他の工事といたしまして、教職員の更衣室を男女別に分け、現在使用していないボイラー室、らくやき室をそれぞれ倉庫に改修いたします。

なお、昨年度に実施しましたアスベスト調査の結果、廊下等の一部の床材において使用した接着剤やボイラー室等の配管の保温材等にアスベストの含有を確認したため、施工を行う際には水等により湿潤化させるなど飛散防止措置を行った上で除去を行ってまいります。

また、平成2年に増築した部分の外壁塗装の下地にアスベストの含有を確認したため、高圧水洗を使用し、飛散防止措置を徹底しながら除去を行ってまいります。

なお、本改修工事につきましては、仮設校舎を設けず、授業を行いながらの工事になりますことから、大きな音や振動が発生する作業につきましては、できる限り夏季休業期間など長期休業期間での施工に努めますとともに、授業を行っている期間については、極力音や振動が発生しないよう配慮して工事を行ってまいります。

また、工事期間中のグラウンドや体育館の使用につきましても、利用者に支障のないよう対応してまいります。

工事期間につきましては、議決をいただいた日から令和8年3月23日まで、施工に当たりましては、定期的に学校、請負業者、町と十分な打合せを行い、児童、教職員、また学校施設利用者の安全確保を第一に進めてまいります。

以上、議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 東小校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜県不破郡垂井町東神田2丁目88番地、株式会社ハシモト電気代表取締役 橋本安司が落札をいたしましたので、この者と8,470万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに教育次長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御確認いただきますようお願いいたします。

本件入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、

5者に指名通知をいたし、去る5月24日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社ハシモト電気が7,700万円で落札いたしたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして8,470万円で、岐阜県不破郡垂井町東神田2丁目88番地、株式会社ハシモト電気代表取締役 橋本安司と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限は、令和8年3月23日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結につきまして、工事の概要について補足説明をさせていただきます。

引き続きお配りしております東小校舎長寿命化改修工事についてを御覧ください。

照明器具のLED化につきましては、校舎内の全ての照明器具を省エネ効果の高いLED照明に更新し、学校施設における学習環境の向上にも努めてまいります。

また、現在、校舎2階に設置していますキュービクルについては、設置から約30年が経過し、耐用年数を超過していますことから更新を行いますとともに、校舎東側の地上部分へ移設を行ってまいります。これにより建物への過重負担を軽減しますとともに、電線から引き込む幹線ケーブルの距離を短くすることができ、幹線ケーブルの切断など事故発生時の対応、また将来幹線ケーブルの更新が必要になった場合において、工事費の軽減につなげてまいりたいと考えております。その他、電気板や各教室に設置するコンセントやスイッチ、また自動火災通報設備の更新などを行ってまいります。

工事期間につきましては、建築工事同様に、議決をいただいた日から令和8年3月23日まで、施工に当たりましては、定期的に学校、請負業者、町と十分な打合せを行い、児童、教職員、また学校施設利用者の安全確保を第一に進めてまいります。

以上、議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 東小校舎長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜県不破郡垂井町地蔵2丁目59番地、近藤工業有限会社代表取締役 近藤竜也が落札をいたしましたので、この者と1億4,355万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに教育次長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御確認いただきますようお願いいたします。

本件入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、5者に指名通知をいたし、去る5月24日指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをいたしました近藤工業有限会社が1億3,050万円で落札いたしたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして1億4,355万円、岐阜県不破郡垂井町地蔵2丁目59番地、近藤工業有限会社代表取締役 近藤竜也と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりま

して、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限は、令和8年3月23日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結につきまして工事の概要について補足説明をさせていただきます。引き続きお配りしております東小校舎長寿命化改修工事についてを御覧いただきたいと思います。

給水設備につきましては、受水槽、高架水槽を現行のFRP製からステンレス製へ更新いたします。

また、消防用配管、ガス配管の更新を行いますとともに、全てのガス給湯器の更新も行ってまいります。空調設備につきましては、コンピューター教室から多目的教室への改修に伴い、設置する間仕切りにより3つの部屋に区分されますことから、それぞれの部屋ごとに1台ずつエアコンを新設しますとともに、特別教室に設置しています老朽化した換気扇の更新、また各教室へのエアコン設置により、不要となりましたFF暖房機を撤去、処分いたします。

工事期間につきましては、建築工事、電気設備工事同様に、議決をいただいた日から令和8年3月23日まで、施工に当たりましては、定期的に学校、請負業者、町と十分な打合せを行い、児童、教職員、また学校施設利用者の安全確保を第一に進めてまいります。

以上、議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 東小校舎長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって
令和6年第3回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

垂井町議会議長　　若　　山　　隆　　史

会議録署名議員　　富　　田　　栄　　次

会議録署名議員　　江　　上　　裕　　子